

論 文

経済システムと制度論*

—新制度派経済学を超えて—

竹 下 公 視

- I. はじめに
- II. 制度論
 - 1. 新制度派における「制度」
 - 2. 「制度」の定義
- III. 現代の経済システムの特質
 - 1. 経済学と近代社会
 - 2. 現代の経済システム
- IV. 「制度」の視点の必要性
 - 1. 「制度」の再発見の意味
 - 2. 経済システムと「制度」
- V. 制度改革と経済システム
 - 1. 改革論のタイプ
 - 2. 改革論の現実
- VI. 「制度の社会経済学」に向けて

I. はじめに

こんにちの経済社会の急速な変化には目を見張るものがある。社会主義経済圏の崩壊、それに続く移行の経済、あるいは東アジア経済の急成長（および停滞の兆し）、あるいはまたグローバル化や情報技術革命などにみられる世界的規模での経済社会の急速な変化は、国内におけるさまざまな改革論議（行

政改革、規制緩和、地方分権など)にも大きく影響を与えている。しかし、このような急速な変化の一方では、旧ユーゴスラヴィアにおける民族間の悲惨な戦争やロシア国内の民族間の対立・抗争にみられるように、表層の急速な変化の背後で歴史的に形成されたものの生命力・強靱さが証明されている。このような状況をどのように把握したら良いのか。経済学を初めとした社会科学は決して十分に納得のいく説明を与えていない。

経済体制(システム)論の場合にもそうした状況に大差はなく、それが依拠していた「社会主義対資本主義」の枠組みは崩壊したが、それに代わりうる明確な枠組みは提示されていない。拙稿(1997)は、このような状況のなかで、伝統的な枠組みの欠陥を克服する視点として「制度」と「歴史」の2つの視点に着目し、ノース(D. C. North)とヒックス(J. R. Hicks)の理論を手がかりに現代の経済システムの特徴を考察し、経済システム把握のための新たな枠組みを探るものであった。その際、筆者はノースの理論のさまざまな方向への展開可能性を示唆すると同時に、ノース理論(ヒックスの理論も含めて)ないし新制度派経済学(New Institutional Economics)の本質的限界を指摘した¹⁾。具体的には、それがルールとしての「制度」のみに焦点を当てていること、交換経済の領域に範囲を限定していること、さらに西欧近代の視点からの議論であることの3点を挙げ、今後それを乗り越える議論が必要とされることを指摘しておいた。また、東アジアのポスト儒教文化圏の特徴に関する議論に関して、経済と政治や文化との関わり、市場経済と非市場経済との関係、あるいはフォーマルなシステムとインフォーマルなシステムとの関係に関する議論の重要性を指摘した²⁾。

本稿は、拙稿(1997)で指摘したこれらの課題に応えようとする試みである。具体的には、経済システムと制度論との関係を考察し、あわせて経済学(あるいは社会科学)における「制度」の再発見の意味と「制度の経済学」の進むべき方向を考察することにしたい。

II. 制度論

こんにち政治学、経済学、社会学など社会科学のさまざまな領域で「制度」の重要性（institutions matter）が指摘され、「制度論」の復活と言ってもいい様相を呈している。このような「制度」の再発見の状況は経済学の領域でもっとも顕著であり、政治学や社会学への影響も大きい³⁾。こうした動きのなかで、個人主義的な視点から「制度」を捉える「新制度派経済学」が生まれてきたが、他方で同じく「制度」を取り上げながらも新古典派ないし新制度派批判を主とする「現代制度派経済学」（Modern Institutional Economics）⁴⁾が登場している。

そこで、社会科学、とりわけ経済学における「制度」の意味を考えるために、ここでは初めに「新制度派経済学」における「制度」の位置づけを検討することによって、「新制度派経済学」の意味（および、その意味の意味）を考察してみることにしよう。

1. 新制度派における「制度」

新制度派経済学の代表的論者としては、制度分析を主に企業組織に限定して用いるウイリアムソン（O. E. Williamson）と制度分析を歴史分析にまで拡張する D. C. ノースの2人が挙げられるが、ここでは後に明らかになるように、新制度派の特徴を捉える上で、より適切なノースの理論を取り上げ、新制度派における「制度」の意味を考察することにしたい。

まず、新制度派のもっとも基本的な枠組みは、ノースの『制度・制度変化・経済成果』⁵⁾やエッグルトソン（T. Eggertsson）の『経済行動と制度』⁶⁾という著書のタイトルに端的に表れているように、「制度」によってインセンティブ（誘因）が与えられ、それが経済行動を引き起こし経済成果が決まるというものである。すなわち、「制度→インセンティブ→経済行動→経済成果」というプロセスを経て「制度」が経済成果を決定するというのがノースの理論な

いし新制度派の基本構造である。したがって、そのプロセスを逆にたどることで、すなわち「經濟成果→經濟行動→インセンティブ→制度」とたどることによって「良い成果」を得るための「良い制度」に到達(を考案)することができる。

ノースの問題意識(課題)は、經濟成果の歴史的相違(変化)と地域的相違をいかにして説明することができるかということであった。ノースのこの課題は、上記の枠組みに基づいて解決された。ノースにとって「良い成果」とは經濟の成長・發展のことであるが、これは「交換からの利益」を実現する自発的交換の増大(=特化・分業の増大)を意味し、そのためには取引費用を引き下げ自発的交換を促進する「良い制度」を整える必要がある。ノースは、この「良い制度」を整えられるか否かを基準にして經濟成果の歴史的・地域的相違を説明した。

新制度派経済学の意味(とその意味の意味)は、上述のノースの理論のなかにみることができる。まずノースの理論は新古典派理論の論理を逆転させ、その理論の外側の世界をみるための立脚点として理論を用いることで、成功を取めた。すなわち、自己中心的で合理的な個人を前提とするとき、長期的(歴史的)には各地域間の經濟成果の相違は収斂に向かうはずである。けれども、現実にはそうになっていない。すなわち、歴史的にも現在においても各地域間には經濟成果の大きな相違が存在する。このとき、ノースはそのギャップを説明するものとして「制度」に着目し(「制度」を再発見し)、この「制度」によって經濟システムの成果における歴史的変化と現実の相違を説明することに成功したのである。このような意味で、ノース理論の成功は「経済学の論理の逆読みの勝利」であった。

けれども、ノース理論の成功は同時に失敗でもあった。というのは、ノースは歴史的・地域的經濟成果の相違を説明するために、新古典派理論を逆転させた結果として新古典派経済学ないし伝統的な経済学の範囲を超える要素を彼の理論体系のなかに持ち込まざるをえなくなったからである。

経済成果の歴史的相違と現在の相違を説明するために、彼がどうしても持ち込まざるをえなくなった、伝統的経済学の領域を超える要素として、大きく3つのものを挙げるができる。まず第1に、ノースの枠組みにおいては、経済成果の相違は「制度」の違いによって、経済成果の歴史的相違は制度変化によって説明されるが、とれわけその制度変化に関連した経済成果を説明するために、「制度」の概念のなかに「フォーマルな制度」(成文法)だけでなく慣習や伝統などの「インフォーマルな制度」が含められ、「制度」の漸進的变化が説明されていること。第2は、同じ目的のためにイデオロギー(主観的知覚モデル)までもが持ち出されていることである。しかし、これらの要因を加えることで初めて経済成果の歴史的相違の説明が完成している。さらに、最後に第3の要素として、「制度」の問題の核心が不確実な世界における「安定性」の問題ないしは人間の「調整・協力」の問題と捉えられ、「制度」は取引費用を引き下げることによってそれらの問題に対する答えを提供していると主張されていることである。

このように、ノースの理論においては、取引費用を引き下げ「協力」を引き出すことに「制度」の中心的な役割が見出されているが、その「制度」にはフォーマルなものだけでなくインフォーマルなものも含められ、さらには制度変化を説明する要因としてイデオロギー(主観的知覚モデル)までもが持ち出されている。しかし、そうであれば、「制度」の引き出す「協力」はノースが主張するような単なる取引費用のレベルを越え、それだけでは解決されない問題、すなわち「社会的連帯」(秩序)や「信頼」の問題にかかわらずをえず、それが市場の多様性をもたらしていると考えたほうがむしろ自然であろう。

こうした経済学を超える要素は、結局、冒頭で述べたように、拙稿(1997)で指摘したノース理論ないし新制度派経済学の3つの本質的限界に結びついてくる。その第1は、「制度」をゲームのルールとみなし、つくられたあとのルール(=「制度」)のみに焦点を当て、「主体としての人間の意志」が軽視・

無視されていること⁷⁾。第2は、取引費用を削減する「制度」のみに焦点が当てられていることにみられるように、「制度」の議論が交換(市場)経済ないし経済学の領域に限定されてしまっていること。そして第3に、ノースの理論は(ヒックスも同様に)あくまでも欧米近代(現代)の視点からの理論であるということ。以上の3点である⁸⁾。これらの3点は、「制度」の定義や経済システムの議論のなかで大きな関わりをもってくることになる。というのも、以下の議論のなかで次第に明らかになるように、ノースの理論は新古典派の議論を極限まで展開することによって大きな成果を上げたと同時に、それによって新古典派的な制度アプローチの限界を浮き彫りにしているからである。そして、この点にノース理論の意味の意図があると考えられる。

2. 「制度」の定義

上述のように、新制度派経済学、とりわけノースの理論においては、「制度」はゲームのルールと捉えられ、「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」から構成されている。それでは、その他の論者は「制度」をどのように捉えているのであろうか。ヴィゼ(L. von Wiese)は「制度」を「一定の人間間の関係形態の複合体」⁹⁾と捉え、サムナー(W. G. Sumner)は「制度は習慣や慣習から形成されたものであり、この習慣や慣習の究極的な起源は、ただ深い歴史的研究によってのみ明らかにされうる」¹⁰⁾と主張する。また、旧制度派のヴェブレン(Th. Veblen)は「制度」を「慣習によって形成される象徴的意味の体系」ないし「思考の慣習」と捉え、こうした「制度」という視点から近代産業社会の描写を試みた¹¹⁾。あるいは、社会学者の盛山は、「制度」を「理念的な実在」ないし「意味(づけ)の体系」と捉えている¹²⁾。

それぞれの論者の「制度」の捉え方にはそれぞれの問題意識や立場によって微妙な違いがみられるが、その主張するところはおおむね共通しているように思われる¹³⁾。具体的には、「制度」とは慣習や習俗などと深くつながり、人々にとっての意味(づけ)の体系となることによって、人々間の関係を

規定しているものというのが、これらの定義に共通したところであろう。こうした点を考慮に入れるとき、「制度」のもっともわかりやすく、適切な定義は中村の定義であるように思われる。彼によれば、「制度」には法制度のような「意識的につくられた目にみえる制度」と慣習、習俗のように「無意識的につくられた目にみえない制度」がある¹⁴⁾。これは先のノースの「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」にほぼ対応するものと言える。

筆者も基本的にはこのような「制度」の捉え方を採用し、中村やノースと同じような意味で「制度」には「みえる制度」と「みえない制度」があるという立場をとりたいが、ここで注意しなければならない最大のポイントがある。それは、「制度」(institution)という言葉のラテン語の語源[in+statuere]（或ものの上に立てるの意）に端的に表れているように、「制度」は何よりも「自覚的に設立（設定）するもの」であり、慣習・習慣（「みえない制度」）や組織、構造、システムと根本的に異なるものであるという点である。すなわち、「制度」とは、人間の意志によって設定（定立）されて在るものであり、本来「制度」とは「みえる制度」のことである¹⁵⁾。この点は、誤解なきよう十分に注意する必要がある。ただ、こうした本来の「制度」（「みえる制度」）に対して、慣習や習俗を「みえない制度」と呼ぶことで、それらと「みえる制度」との関わりの深さを表現することにしたい。

ところで、この点は、ノース理論ないし新制度派の本質的限界として挙げた第1の点に大きくかかわるものである。つまり、上述のように「制度」は何よりも人間の意志によって設立されるものである。そうであるにもかかわらず、ノースを初めとした新制度派の経済学者においては（現代のその他の制度論も同じように当てはまるが）、こうした「制度」のもっとも本質的な側面が軽視され、その制度論の不十分さの大きな原因のひとつとなっていると考えられる。

このように、「制度」を考える際には、まずそれが人間の意志によって意図的に（あるいは、自覚的に）設立されるものであるということに留意すべき

である。そして、それと同時に、本来の「制度」である「みえる制度」は慣習・習俗といったいわゆる「みえない制度」と深くかかわり、基層の部分では本質的に連続するものであることにも留意する必要がある。この点に関する認識も、すなわち「みえない制度」と「みえる制度」との本質的連続性の認識も、ノースの場合「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」とが区別されてはいるけれども、必ずしも十分ではないように思われる。

III. 現代の經濟システムの特質

つぎに、經濟システムと「制度」との関係を考える際の前提となる現代の經濟システムの特質について考えてみることにしよう。まず、経済学と近代社会というより一般的な形から經濟システムの特質の考察を始め、その上で現代の經濟システムの特質を明らかにすることにしたいが、ここでもノース理論ないし新制度派理論について指摘した本質的限界が深くかかわってくる。

1. 経済学と近代社会¹⁶⁾

まず、現代(ないしは近代)¹⁷⁾の經濟システムの本質を考察する上で最初に考えなければならないことは、経済学と近代社会(近代市民社会)との深い関わりである。経済学は元来17、18世紀を転期として西ヨーロッパに成立した近代市民社会が、個人の自由を原理とするものでありながらしかもなお社会としての秩序をもつことが可能であろうか、という問題の解決を目的として形成されたものであった。

近代という時代のもっとも重要な特徴は、中世を支配してきた宗教が力を失い、世俗化したことである。近代以前の社会においては、社会の秩序(order)は超越者——神、神を背後にもつ王など——の命令(order)によって形づくられていると考えられていた。これに対して、神から解放された近代以後の社会においては、近代以前のように、神や王の命令という外的な規制によって

ではなく、社会そのもの、とりわけ世俗化した近代社会においてもっとも重視されることになった経済そのものがいわば内的な秩序をもつと考えられるようになった。経済学はこうした経済社会そのものの内的秩序を対象とする科学として誕生したのである。

このような性格をもっとも強く帯びていたのがアダム・スミスの経済学である。スミスの経済学は道徳哲学(moral philosophy)の一部であった。彼の道徳哲学の体系は、自然神学（理神論）、狭義の倫理学（『道徳情操論』として刊行）、法学（『グラスゴー講義』）、そして経済学（『国富論』）という四部構成をとり、経済学はその最後の一部分であった。彼は近代において解放された経済それ自身が秩序を有することを労働価値説によって明らかにした。すなわち、スミスは、労働価値説を彼の経済学体系の基礎に据え、個人の自由な経済活動が経済秩序を形成し、それが社会の秩序につながることを明らかにした。その意味で、スミスの経済学は単なる経済学ではなく、根本的には経済と社会との関わりを視野に入れた「社会の学」であった¹⁸⁾。

古典派の経済学は基本的にスミスの経済学の直系に含まれていたそうした社会との関わりを保持していたが、その転機をなしたのは1870年代の限界革命である。財の価値はすべてその効用から導き出されるというこの考え方の転換によって、古典派の価値論は逆転させられ、これによって古典派経済学に包摂されていた社会との関わりとの視点が根本から誤解され、その後急速に軽視されていく。とりわけ、一般均衡論において、価格の自動調節作用によって支えられる市場メカニズムの合理性が証明され、この財の世界の合理性の考え方が主流派の経済学のなかで受け継がれていくことになる。このようにして、古典派以降の経済学は、社会との関わりをおおむね軽視する方向で発展してきた。

しかし、ここで重要なことは、解明された財の世界の合理性がそのまま現実の世界の合理性、あるいは人間の世界の合理性につながるものではないということである。仮に財の世界の合理性（均衡、調和）が達成されても、現

実の人間の世界ではそれがそのまま受け入れられるとは限らない。たとえば、社会政策、社会保障政策の形で、財の世界に手を加え、財の世界の均衡に修正を施す必要が生じる。あるいはまた、現実の經濟の世界が不均衡の状態(景気変動や恐慌)にあれば、經濟政策の形で政治が介入せざるをえない。それどころか、そもそも分業と交換を基礎とする自由な經濟社会そのものが、その分業・交換関係を確立・維持するための法制度——権利主体としての人格の保障、所有権の保障、交換に当たっての対等性の保障、交換契約の保障、契約履行の保障など——を必要とする。

こうして、アダム・スミス以降、社会との関わりを軽視してきた經濟学であったが、現実の經濟はそれに反して社会のさまざまな側面との関わりを無視しては成り立たなかった。といよりも、むしろ社会との関わりをますます深めながら現実の經濟は推移してきたと言って良いだろう。ただ、こうした現実の流れのなかで、經濟学はいわば經濟学以外の領域からみれば明白なもの¹⁹⁾の再発見——ハイエク(Hayek, F. A.)の情報の再発見、ケインズ(Keynes, J. M.)の失業の再発見、フリードマン(Friedman, M.)の貨幣とインフレの結びつきの再発見、そしてコース(Coase, R. H.)の企業と法の再発見——の歴史をたどってきた。そして、こんにち「制度」が再発見され新制度派經濟学を初めとした「制度の經濟学」が現れてきていることを、上記の經濟学の流れとともに、ここで確認しておきたい。

ところで、近代という時代の本質は、中世を支配してきた宗教が力を失い、世俗化したことであるが、宗教に代わって近代の社会を支配するようになったのは合理主義(rationalism)であった。近代科学、とりわけ自然科学はこの合理主義の成果である。自然科学の基本的特徴は、すべての現象をできるだけ単純な要素に還元し、この要素を数量的に規定し、最後に数量化された要素間の関係をなるべく簡単な数式で表現するところにある¹⁹⁾。社会科学、とりわけ「科学としての經濟学」は、こうした要素化・計量化・定式化という自然科学の方法論を社会經濟現象に適用し、自分自身を含め一切のものを対象

化し客観的に観察し、社会経済現象のなかに「法則」（つまり、「必然」）を見出そうとした。したがって、経済学はその本質において「経済現象に関する自然科学」であり、それは必然的に因果必然的な機械論的な体系に結びつかざるをえない²⁰⁾。しかし、その結果として、自分自身を傍観者たらしめ社会に対する自己の責任を忘れさせ、何よりも「主体としての人間の意志」を軽視することにつながった。

以上、ここでは2つのことを確認しておきたい。第1は、成立期の経済学、すなわちアダム・スミスを初めとする古典派の経済学において考慮に入れられていた経済と社会との関わりが、その後の経済学の発展のなかで忘れ去られ、軽視されてきたことである。ただ、現実の経済は社会のさまざまな側面と決して無関係ではなかった、否むしろ深い関係にあったということ、そしてこんにちたとえば「制度の経済学」のなかに、まったく不十分ではあるが、そうした経済と社会との関わりが見直されてきていることを、あわせて確認しておきたい。つぎに第2に確認しておきたいことは、経済学が、自然法則に相当する「経済の法則」（「必然」）を追求してきた結果として、「主体としての人間の意志」が軽視されてきたことである。

なお、近代社会との関わりのなかで見出される経済学の以上の2つの点は、ノースを初めとした新制度派の経済学のなかにとりわけ顕著な形で表れている。言うまでもなく、上記の第1の点と第2の点は、ノースないし新制度派の本質的限界として挙げた第2、第1の限界にそれぞれ対応している。

2. 現代の経済システム

現代（近代）の経済システム（経済体制）がどのような特質をもっている（いた）か、あるいは現代（近代）の経済システムが現代（近代）の社会においてどのような位置を占めている（いた）かは、基本的には上述の経済学と近代社会との関係に対応するものとして考えることができる。

近代合理主義の影響をもっとも強く受けて発展してきた「科学としての経

経済学」は社会全体との関わりへの関心を低めていったが、それは一面では現実経済の動きに対応するものであったとすることができる。すなわち、宗教から解放され、外的な枠による社会の秩序づけが消滅し世俗化した近代以降の社会においては、近代以前の社会と異なり、経済の領域が社会全体のなかで占める割合が突出した経済優位の時代（ゾンバルトのいう「経済時代」）となった。換言すれば、近代以降はすべての現象が経済現象となり、そのような意味で経済の領域が社会との関わりを低めたと言える時代である。確かに、近代以降の社会においては、理性が、さらには人間の欲望までもが、解放されることによって、科学技術が発達し、消費文化が栄え、かつてない物質的繁栄をもたらされたが、近代以降の社会経済システムは、本質的に経済システム優位の経済社会システムであり、その意味で近代特有の社会経済システムであったと言える²¹⁾。

しかし、そうは言っても、現実には、まず個人の自由な経済活動を原則とする経済システムの根幹である分業・交換関係それ自体を確立・維持するための法体系を最初から必要とした。さらに、時代の進行とともに、経済システムは社会システムとの関わりを深めざるをえなくなっていく。すなわち、個人の自由な経済活動が経済システムとしても、あるいは社会システム全体としても一定の秩序・正義をもたらすという古典派の主張にもかかわらず、現実の経済社会は19世紀半ばになると景気変動、恐慌、社会的不平等というさまざまな問題を引き起こしたからである。これらの問題に対しては、近代中央集権国家による経済政策、社会政策、あるいは社会保障政策を通じた対策が講じられた。こうして、1880年代に入ると自由な経済システムは、国民経済各層の、あるいは国民経済全体での自主規制（調整）の動きによって大きく変容し、19世紀末までには自由放任主義はその一般的権威を喪失した。さらに、こうした動きは、第一次大戦後の国家による積極的な経済への介入へと結びついていく。ただ、ここで注意しておきたいことは、近代中央集権国家は、とりわけ急速な近代化を進めた東アジア諸国においては、それまで

存在していたさまざまなレベルでの伝統的共同体の解体を通して形成され、維持・発展してきたものであるという点である。

いずれにせよ、こうして、近代・現代社会は、基本的には、個人の自由な経済活動を国家の法的・行政的枠組みにおいて支える経済社会システム、すなわち「私的原理」と「公的原理」の2つの原理によって支えられた経済社会システムであった。そのなかでは経済システムが絶対的に優位にあり、その意味で近代以降の社会経済システムは経済社会システムであり、そのようなものとして経済システムは位置づけられていた。

けれども、社会主義経済システムの崩壊やその他の世界の経済社会の動きは、以上のような経済システムの位置づけを大きく揺るがすものである。つまり、これまで経済システム優位の時代状況のなかで意味をもっていた「資本主義経済システム」対「社会主義経済システム」の比較の枠組みが意味を失い、「資本主義経済システム」対「資本主義経済システム」の比較が重要になったとき、そこに残されていたものは経済社会システム（社会経済システム）の多様性の存在であった。そして、それはやがて経済社会システムの多様性の承認につながっていく。しかし、その経済システムの多様性を生み出すものは経済そのものではありえず、それぞれの社会において全体としての社会のさまざまな側面と経済との関わりのなかで生まれるものである。それは、要するに解体したはずの共同体的なるもの、歴史的なるものがしぶとく生き残り、それぞれの社会の基層をなしているからに他ならない²²⁾。

けれども、多くの場合それは無意識のレベルで存在するにすぎず、現実の状況は経済システムが偏重され、その比重が他の部分システムに比べて突出している。その意味で、現代における経済システムの社会経済システム全体における位置づけは、極めて不安的な状況にあるということが出来る。そして、この点は前述の経済学と近代社会との関わりに関連して指摘した第2のポイント、すなわち「主体としての人間の意志」の軽視という問題に深くかかわってくる。

以上、ここで確認しておきたいことは、つぎの2点である。第1に、古典派以降の経済学の発展のなかで経済と社会との関わりが軽視されてきたことに対応して、現実の経済システムも社会システム全体のなかで突出した位置を占めてきたが、他方で国家(政府)による介入を必要とし、その度合いを高めてきたことである。すなわち、近代・現代の経済社会システムにおいては、「私的原理」と「公的原理」の2つの原理に基づき、私的な個人の経済活動が国家的な枠組みで支えられている。第2に、世界の経済社会の急速な変化、とりわけ社会主義経済システムの崩壊は経済社会システムの多様性の重要性を認識させたが、その多様性は経済以外の側面との関わりで、なかでも社会の基層で生き残っていた歴史的なもの、共同体的なものとの関わりで生じているものであるということ、そして、残念ながら、それは無意識のレベルにとどまっているということである。

ところで、拙稿(1997)「現代経済システムの特質—制度と歴史の視点から—」の議論は、結果的に本節で取り上げたい現代経済システムの特質をより鮮明な形で明らかにしてくれている。というのは、筆者は、ノースの理論ないし新制度派の理論の本質的限界として、「主体としての人間の意志」が軽視・無視されていること、経済の領域に限定されていること、および近代西欧の視点からの理論であることの3点を挙げたが、この第1と第2の点は、本稿のこれまでの議論から容易に理解されるように、実は第3の近代西欧の視点の具体的内容を指すものと考えることができるからである。したがって、結果として、拙稿(1997)で導出した現代経済システムの特質は、そうした近代西欧の視点からみたときに、現代の経済システムがどういう特質をもつかということを描き出したことになっているのである。

さて、それでは近代西欧の視点からみた現代経済システム固有の特質とは何であったか。拙稿(1997)において、筆者はつぎの2点を挙げていた²³⁾。第1に、近代・現代の経済システムはそれまでの経済とまったく異なる新しい段階に入り、「産業革命」や「行政革命」、その他の制度的発展によって、国家

（政府）が「第三者執行」機関として経済システムに大きな影響力を持つに至ったこと。第2に、公正で中立的な「第三者執行」機関をどのように作り上げるか、現在まだ十分解決されていない問題であること、の2点である。これらの点は、まさに現代の経済システムの特徴を表している。まず第1の点は、現代の経済システムが、「私的原理」に基づきながらも、その原理が抱える問題点を「公的原理」によってカヴァーしている経済システムであることを示している。つぎに、第2の点は、その「公」を担う国家に過大な負担がかけられてしまっている現実の姿が示唆されている。いずれにせよ、こうした点が本節で論じてきたことと大きく重なることは言うまでもない。

IV. 「制度」の視点の必要性

さて、以上において、一方で新制度派の「制度」の意味や「制度」の諸定義を検討し、他方で現代（近代）の経済システムの特徴を論じたことで、いま経済システムと「制度」との関係論を論じる準備が整ったようにみえる。しかし、なぜいま社会科学の諸領域で「制度」がとりわけ重視されるようになってきたのかは、まだ十分に明らかにされてはいない。実際、現在さまざまな領域の多くの論者によって「制度」の重要性が論じられるようになってきているが、そこでも、なぜそれほどまでに「制度」が重要であるかの十分に説得的な理由は提示されていないのである。

実は、本稿でこれまで、一方で制度論を取り上げ、他方で現代経済システムの特徴を取り上げたのは、経済システムと「制度」との関わりを論じるという本稿のテーマによるだけのものではない。むしろ、それが「制度」の視点の必要性、あるいは「制度」の再発見の意味を解明する上で是非とも必要とされると思われるからである。そして、事実「制度」概念の重要性のポイントは、基本的にはそこで論じたことのなかにほとんど含まれている。以下では、まず「制度」の再発見の意味を明らかにすることにしよう。

1. 「制度」の再発見の意味

さて、経済学と近代社会との関連で論じたように、近代社会において科学として確立した経済学は当初、個人の自由な経済活動からなる経済社会の調和を説くことで社会との関わりを保持していた。けれども、近代合理主義に基礎を置く「科学としての経済学」においては、あらゆるものを対象化・客体化するという性向（近代科学の大きな特徴）が社会科学のなかでもとりわけ強く、自然科学と同様の因果必然の法則が追求された。それは必然的に相対主義や機械論的な世界観に結びつき、「主体としての人間の意志」の軽視や実践的・主体的立場（主客一如の立場）の軽視につながった。その結果、経済学においてはその後社会全体との関わりが急速に希薄化していった。

これに対して、確かに近代において解放された経済は個人の自由な経済活動を基本とする経済優位のシステムであり、それはかつてない物質的豊かさをもたらしたが、逆にそうであればあるほど、現実の経済社会は決して経済のみで完結するものではなく、法律、政治、社会との関わりを抜きにしては存在しえない。事実、現実の経済は19世紀末から今世紀の初め頃までには古典派経済学の自由放任主義の想定とまったく様相を異にし、「私の原理」偏重（社会システムとの関わりの希薄化・欠如）によってもたらされた諸問題を国家という「公の原理」によってカバーする領域を増大させる形で、社会全体との関わりを深めてきた。こうして、現代の経済システムは、一方で個人の自由な経済行動という「私の原理」と、他方でその個人の自由な経済活動の場を法的枠組みで支え、同時に私経済の領域に事後的・事前的に介入する国家という「公の原理」の2つ原理を大きな支柱とする経済システムとなっている。

このように多くの役割を果たすようになった近代国民国家の形成・発展は、伝統的共同体の解体・消滅を伴ったが、社会主義経済の崩壊の後に浮かび上がった経済社会システム（社会経済システム）の多様性はそうした伝統的なもの、歴史的なものの生命力・強靭さを証明した。こうして、現在明らかに

なりつつあるのは、ひとつには社会経済システムの多様性を生み出す歴史的に形成されたものの重要性であり、また社会主義経済の崩壊にみられる「公の原理」のみに依存することの問題であり、さらにはまた資本主義経済における「私の原理」の失敗をカバーする「公の原理」の過大負担の姿（様相）である。

ここまで論じてきたことは、ひとつには、近代社会において成立し発展してきた経済学の本質的特徴が何であるかということであり、もうひとつには、同じく近代社会において社会のすべての側面に優位し、その領域を拡張させてきた経済システムが現在どのような特質を備えているのかということであった。それぞれについて要点を整理すれば、以下のようなだろう。まず、経済学の本質的特徴については、第1に、「主体としての人間の意志」が軽視されていること。第2に、たぶんにその結果として、社会全体との関わりが希薄化ないし欠如していること。以上の2点である。つぎに、現代の経済システムの特質については、第1に、いわば「私の原理」の欠陥をカバーするために「公の原理」にますます依存せざるをえなくなっていること。第2に、とりわけ社会主義経済システムの崩壊後明らかになったように、歴史的に形成されてきたものが経済社会システム（社会経済システム）の多様性を生み出していること。そして、最後に第3として、「公の原理」のみの社会主義経済システムの失敗や「私の原理」プラス「公の原理」の資本主義経済システムの限界が現代の経済社会システムの行きづまりを示唆し、社会全体のなかでの経済の位置づけが重要になってきていること。以上の3点である。

ここで確認しておきたいことは、このような状況のなかで、新制度派経済学を初めとした「制度の経済学」が登場してきていることである。実は、ここに「制度」の再発見の「真の意味」を見出すことができる。というのは、本来「制度」とは、何よりもまず人間の意志によって設定されるもの、つまり「みえる制度」のことであり、その「みえる制度」は「みえない制度」と深くかかわり、本質的に両者は連続する性質のものである。そして、「みえる

制度」と「みえない制度」との間のこの連続性と「みえる制度」の自覚的な設定によって、經濟システムが歴史的に形成されたものつながり、社会システム全体のなかで適切に位置づけられ、そこから社会經濟システムの多様性が生まれるものだからである。

けれども、新制度派經濟学を初めとする現在の「制度の經濟学」には、このような視点がまったく不十分である。というよりも、むしろ自覚されていないと言ったほうが適切であるかもしれない。現代の經濟学の特徴として挙げた社会全体との関わりの欠如（「經濟の位置の矛盾」）と人間主体の意志の輕視という2つのポイントは、ノースないし新制度派の理論の限界として指摘した3つのポイントのなかの2つと対応するが、それは結局これらを生み出した大本の近代合理主義の限界を示唆している。つまり、近代合理主義に基礎をおく經濟学のこの2つの特徴が、「公の原理」のみに依存した社会主義の失敗、資本主義における「私の原理」と「公の原理」のバランスの欠如、さらには歴史的なものに基礎をおく經濟社会システム（社会經濟システム）の多様性の十分な理解を妨げているのである。このことは社会全体に対する經濟の適切な位置づけと人間の主体的意志の重要性を示唆していると言える。そして、それは西欧近代社会のみを重視し、それをすべての判断の基準とする必然性がないことを意味する。要するに、西欧近代社会の相対化であり、そのことはそれぞれの社会の特性を認めることにつながる。

このように広く承認されるようになった社会經濟の多様性が一体何に由来するのかということになったとき、それは結局、經濟、政治、社会、文化等々のそれぞれの社会におけるさまざまな側面相互の位置関係にあると言えよう。このとき、經濟に関わらせて表現すれば、經濟は全体としての社会（そのさまざまな側面）との関わりのなかで位置づけられ、そこに社会經濟の多様性が生まれる。その時、具体的に、經濟を社会全体のなかに位置づけるのが、「みえない制度」と「みえる制度」との間の連続性であり、「みえる制度」の自覚的な形成である。したがって、このように「みえない制度」と「みえ

る制度」との深い関わり・連続性と「みえる制度」の自覚的形成の重要性を考慮に入れるとき、「みえる制度」を「みえない制度」に自覚的に結びつけることの、あるいは「みえない制度」と「みえる制度」との結びつきを自覚することの重要性が一層大きくなるであろう。このように考えるときに初めて、「制度」の再発見の「真の意味」がはっきりと理解できるものと思われる。

ところで、「私の原理」や「公の原理」に対して、「制度」は本来いかなる原理に基づくものなのだろうか。この点を考える際にも、ノースの理論は有益な示唆を与えてくれる。すなわち、彼は「制度」が人々の間の「調整」の問題、「協力」の問題、あるいは「信頼」に関わるものであると主張する²⁴⁾。しかし、ノースの場合、新古典派の理論に沿って、自己中心的な個人の世界のなかで理論を組み立てた結果として、制度的枠組みが取引費用を引き下げることによって人々の間の「協力関係」をつくり出す側面を一面的に強調してしまっている。個人中心主義は、いかに「制度」を整えようとも、どこかで相手を「信頼」せざるをえないとしか表現のしようのない領域を残さざるをえない。つまり、相手との「信頼関係・協力関係」を前提として初めて制度的枠組みが整えられるというもう一方の側面が新制度派やノースの理論では、まったく無視されているのである²⁵⁾。結局、現実には、「制度」が「協力関係」をつくり上げ、「信頼」を築き上げるものであると同時に、他方では、むしろそれ以上に、人々の間に共通に存在するものに基づく「信頼関係・協力関係」が制度的枠組みの構築を支えているのである。このようないわば「共的なもの」ないしは「協的なもの」が「制度」の根本を支えているということが認識される必要がある。

以上、要するに、「制度」の再発見の「真の意味」は、「共（協）の原理」に支えられた「制度」が経済と全体社会との関係を媒介し、その間の適切な位置関係を決定するということ、そして、それは「みえる制度」を「みえない制度」に結びつけるわれわれ人間の意志の力に依存するところが大きいということ、さらにそれは近代西欧社会を相対化しそれぞれの社会の多様性を

承認することにつながるということであると思われる。

2. 經濟システムと「制度」

さて、「制度」の再発見の意味に関する以上の議論は、実はほぼそのまま經濟システムと「制度」との関係に関する議論になっている。というのは、上の議論においては、「制度」の再発見の意味を考察することに焦点が当てられているが、論じられている内容は、經濟学と經濟システムの近代・現代における特徴・特質と「制度」との関係に関するものだからである。したがって、ここでは經濟システムと「制度」との関係に関する議論を今後本格的に展開していく上で必要なポイントを、再確認の意味も含めて、いくつか指摘しておくにとどめたい。

まず、一方で、近代以降の社会經濟システムは經濟の優位した經濟社会システムであったが、こんにちその状況に大きな変化が現れ、經濟システムの位置が不安定化している状況において、經濟システムの社会經濟システムのなかでの位置づけが重要になってきている。他方で、「制度」は經濟と全体社会とを媒介し、社会システム全体のなかの適切な場所に經濟システムを位置づけるものである。ここに經濟システムと「制度」とが結びつく。そして、經濟システムの位置が不安定化し、さまざまな問題が生じているこんにちの状況下においては、經濟システムとそれを構成する「制度」との適切な位置関係はますます重要になってきている。このように、經濟システムと「制度」との関係を考えるとき、まず第1に、經濟システムを社会システム全体のなか位置づける「制度」の意味を確認しておくことが必要不可欠である。

つぎに、近代以降の經濟優位の經濟社会システムは、基本的に自由な個人という「私的原理」と国家という「公的原理」の2つの原理に支えられた近代固有の社会經濟システムであったが、近年の世界レベルでの經濟社会の急速な変化は、そうした2つの原理だけでは説明のできない、あるいは解決のできない問題を顕在化させている。經濟システムの位置が不安定化している

のも基本的にはそこに原因がある。現実世界のこのような状況のなかでは、「私的原理」と「公的原理」のバランスをいかにとるかということだけでなく、むしろそれを超える原理の必要性を示唆しているように思われる。そこに、基本的に「共（協）の原理」に基づく「制度」の重要性がある。すなわち、「私」と「公」の間のさまざまな領域・さまざまなレベルで、「みえる制度」を「みえない制度」に結びつける努力を通して、経済システムの社会システム全体のなかでの適切な位置を求めていかなければならない。その意味で、いま必要なことは既存の「制度」（エスタブリッシュメント）を見直し、そのなかで「みえる制度」を「みえない制度」に結びつけることである。それは、決して「制度」の創造的破壊ではなく、連続的な創造でなければならない。そして、原理的には、こうした実践的・主体的努力のなかにおいて初めて社会経済のトータルな把握が可能になるものと思われる。このように、「制度」と経済システムとの関係を考えるとき、確認しておかなければならない第2のポイントは、経済システムを社会システム全体のなかに位置づける際の「制度」が基本的には「共（協）の原理」に基づくものであり、「みえない制度」に「みえる制度」を結びつける自覚的な努力が必要とされるということである。

ところで、「制度」が基づく「共（協）の原理」と「私の原理」や「公の原理」とは基本的にどのような関係にあるのだろうか。この点をここで少し論じておこう。通常、表面的には、「共（協）」は「私」や「公」と同じレベルで捉えられているように思われる。たとえば、所有制の場合、私有、公有、共有という区別がなされる。あるいは、福祉のタイプとして、「私助」、「公助」（公的扶助）、「共助」（相互扶助）というような使い方がなされたりする。このとき、確かに「私」・「公」・「共」の3つがまったく同じレベルのものであると意識的に主張されることも少ないが、逆にその相違が自覚的に議論されることも少ないように思われる。そのことは、たとえば「公共財」、「公共サービス」、あるいは「公共政策」といった表現にみられるように、「公」と「共」

がはっきりと区別されず「公共」という形で用いられることが極めて多いことのなかにも表れている²⁶⁾。

しかし、原理的に考えれば、基本的には「共(協)」は「私」と「公」の基礎にある(基礎をなす)と考えざるをえない²⁷⁾。すなわち、「私」と「公」は「共(協)」を前提としなければ成り立ちえない。たとえば、「私」の世界に徹するはずの完全な市場経済においても他者との契約関係は、まず人格の保障、権利とりわけ所有権の保障、および契約履行の保障という法的枠組みを必要とする。その意味で、「私」の世界は「公」的世界を前提とせざるをえない。さらに、この法的枠組み(「公」的世界)によって保障された「私」的世界の契約は最終的には、どこかで相手を「信頼」せざるをえないところ(つまり「共」的世界)を残す。また、「公」的世界も、「私」的世界の場合と同様に、「共」的世界を前提とせざるをえない。たとえば、国家による社会保障政策はその対象とされる社会がひとつの共通する何ものかを有する「共」の世界であることによって初めて成り立つものである。したがって、「私」は「公」を、さらには「共」を前提とし、そして「公」もまた「共」を前提とする。すなわち、「私」は「公」と「共」によって基礎づけられ、「公」は「共」によって基礎づけられる。「制度」は根本でこのような「共(協)」の世界に関係するものである。

社会主義経済システムは本来「共(協)」を目指したはずであるが、そしてもちろん現実には「私」も「共」も存在したが、その実体は根本では「公」(具体的には、国家)のみであった。また、独自の自主管理社会主義を追求した旧ユーゴスラビアも根本のところでは「公」であって「共」ではなかった。さらに、資本主義経済システムは建前としては「私」の世界が基本であるが、既述のように、実体は「私」と「公」の世界である。けれども、社会主義の崩壊後、現在「私」の世界が一面的に強調され、「公」の重要性が軽視される傾向が顕著であるだけでなく、「共(協)」の重要性はほとんど顧みられない。しかし、こんにちもっとも必要とされているのは、これまでの議論

からうかがえるように、単に「公」と「私」のバランスの問題ではなく、「共（協）」の原理に基づく「制度」によってその問題の根本的な解決を目指すということであると考えられる²⁸⁾。これが、経済システムと「制度」との関係を考えるとき、留意しなければならない第3番目のポイントである。

最後に第4のポイントとして、以上の3点にも共通するポイントを挙げておこう。それは、「制度」と経済システムの関係が重要になっていることの根本にかかわるものである。経済システムと「制度」は本来ともに経済学の領域を超えるところで結びついている。上述のように、社会システム全体における経済システムの位置づけを考えることは、従来の「量」的経済学とまったく次元を異にする事柄である。そして、そのことに他ならぬ「制度」がかかわるのである。要するに、経済システムと「制度」との関係を問うということは、「量」的レベルの問題ではなく、「質」にかかわることなのであり、経済合理性と異なる質的な次元（また別の領域の合理性）が導入されるということなのである²⁹⁾。より端的に表現すれば、「制度」を考えるということは、単なる経済システムを超え、社会システム全体における秩序を考えるということなのである³⁰⁾。この点を最後の第4のポイントとして強調しておきたい。

それでは、以上のポイントの上に乗って、具体的に経済システムと「制度」との関係をもどのように考えたら良いのか。これは、基本的には今後の課題とせざるをえない部分であるが、この点の理解を助けるために、制度改革について節を改めて論じることにしよう。

V. 制度改革と経済システム

ここでは、制度改革を取り上げる。具体的には、まず、制度改革（論）の基本的なタイプと制度改革に対する一般的姿勢を論じ、つぎに、現実のわが国の代表的な改革論の特徴を論じることで、経済システムと「制度」との関係に関する議論を補足することにした。

1. 改革論のタイプ

まず、基本的に、「制度」の改革論(ないし政策)には2つのタイプが考えられる³¹⁾。その第1は、現代(正確には、近代以降)もっとも一般的なタイプで、ひとつの「制度」の理想像に基づいて制度改革を行おうとするものである。この場合の基本姿勢は現実をその理想像に近づけようとするものであり、本質的に急進的なアプローチになりやすい。通常、経済学者が考える改革や社会工学的な政策はこのタイプに属する。具体的には、経済学者の場合、完全競争モデルを理想像として出来るだけそれに近づけようとする。これに対して、第2のタイプは、第1のタイプとまったく正反対の性質を持つ。第1のタイプのように、理想像に現実を合わせるのではなく、歴史的社会的現実にてできるだけ適合するような「制度」を考えるとこの立場である。このタイプは本質的に漸進的なアプローチになりやすい。こうした立場は現在一般的には支持を得られていない。というよりも、事實は、とりわけ経済学において、第1のタイプの改革論の影響力が強すぎるために、第2のタイプの改革論の意味や重要性はほとんど理解されていない³²⁾。けれども、社会主義経済の崩壊の根本的原因や、その後浮かび上がった経済社会システムの多様性を生み出すものとしての歴史的なものの重要性を考慮に入れるとき、こうした第2のタイプの改革論のもつ意味・可能性は無視できないものがある。というよりも、こんにちの多様な問題の根本原因はむしろ第1のタイプの改革が、近代以降の経済社会において支配的になり無原則に追求された結果であると言っても過言ではない³³⁾。すなわち、「みえない制度」と「みえる制度」との深い関わりや連続性をまったく考慮せずにただ単に理想的なモデルに基づいた改革(政策)を続けることで多くの混乱・矛盾が蓄積されてきた。したがって、現在必要とされているのは、歴史的社会的現実をしっかりと見据え「みえない制度」に整合的な「みえる制度」を自覚的につくり上げる改革(政策)を追求することでなければならない³⁴⁾。

以上のように考えるときに初めて、制度改革に対する基本姿勢がはっきり

してくる。一般に、制度改革に対する態度としては、それを積極的に支持する態度とそれに消極的な態度の2つに大別できよう。しかし、上述の立場からすれば、こうした積極的態度、消極的態度はともに一面では正しく、また他面では間違っている。このとき、ポイントは「みえる制度」と「みえない制度」である。まず、制度改革に対する積極的な態度は、制度改革が重要であると主張している点では確かに正しいが、制度変更ですべてが解決するように考えている点では間違っている。つまり、ここで考えられている「制度」は「みえる制度」のみで、「みえない制度」との関連はほとんど考慮に入られていない。これに対して、制度改革に対して消極的な態度は、「制度」のなかの人間は同じであり、制度改革ですべてが解決するわけではないと主張している点では正しいが、制度改革の重要性を軽視していると言わざるをえない。ここでは「制度」は「みえない制度」が中心になり、「みえる制度」への移行（「制度化」）の重要性が十分に認識されていない³⁵⁾。

重要なことは、制度改革によって歴史的社会的現実を非連続的なものにするのではなく、できるだけその現実にあった連続的なものにするべく努力することである。つまり、現実を「制度」に合わせる一般的なアプローチではなく、「制度」を現実に合わせて必要がある。その意味では、上述のように、本質的に漸進的にならざるをえないが、制度変化の漸進性はあくまでも原理的に言ってそうであるということであって、「みえる制度」と「みえない制度」とが調和するのであれば、現象的には急進的にみえる場合もありうる³⁶⁾。

2. 改革論の現実

制度改革（論）のタイプとそれに対する基本姿勢に関する以上の議論を前提に、わが国における制度改革に関する議論を取り上げ、本稿の立場との関連を示しておこう³⁷⁾。まず、これまでの制度改革におけるもっとも一般的でもっとも支持を集めている議論として、徹底的な規制緩和論がある。これは基本的には「急進的改革論」であるが、その基本は新古典派経済学の市場経済

機能の信頼の上に立つものであり、「制度」は技術やイノベーションなどとほとんど同じ次元（つまり、経済的効率性）で捉えられている。多くの経済学者はこの立場をとる³⁸⁾。しかし、この急進改革論は、もっぱら本稿で取り上げた「みえる制度」のレベルだけで、しかも経済的な効率性の観点からのみ、制度改革を取り上げているもので、社会全体でのそのバランスや合理性、したがって「みえない制度」との整合性といった視点はほぼ完全に抜け落ちており、改革論のなかではもっとも問題の多いものと言わざるをえない。また、経済学の論理の枠組みのなかにとどまったとしても、何よりもこうした改革論の主張する徹底した規制緩和の後に決して調和が約束されるものでないことも注意されなければならないであろう。

つぎに、上記のような徹底した規制緩和論ではないが、基本的にはその立場に近い「漸進的改革論」（改革派）の立場が主張されている。正村公宏氏の主張である³⁹⁾。その基本的な立場は、正村氏自身の言葉を用いれば「状況適応的な『その場しのぎ』を得意ワザとする保守主義の立場と違うだけでなく、既存の体制を爆砕して一挙にまったく新しい体制を築き上げなければならないと主張する革命主義の立場とも違う。改革派の立場は本質的に漸進主義の立場である。」要するに、保守でも革新でもないその中間に位置するという意味での「漸進主義」である。しかし、その改革論の具体的内容はともかく、正村氏の改革論の基本的立場は結局保守と革新を過剰に意識した結果としての中間の道であるにすぎない。一見、「漸進主義」という明確な立場がありそうだが、それはあくまでもまず保守的、革新的立場があり、その後で決定される立場にすぎず、本稿でいう改革論の第2のタイプの「漸進的アプローチ」とは原理的に異なると言わざるをえない。

最後に、近年登場した改革論として「保守的改革論」と呼ばれるものがある。たとえば、佐藤光氏の改革論がそれである⁴⁰⁾。佐藤氏によれば、「保守や保守的とは……ほとんど家族、故郷、国家、およびそれらの歴史を大切に生きる生き方」という意味で、いわばそうした「常識」や「良識」の立場から改

革論議を振り返り、「社会の信頼関係」に社会経済の根本を求めるものである。したがって、この「社会の信頼関係」を基に考えられる改革が「保守的改革」ということになる。本稿の立場は、こうした「保守的改革」の考え方と重なるところが多い。そして、おそらく基本的な姿勢も共通するものだろう。けれども、重要な点で、考え方の相違が存在する。言うまでもなく、「制度」の位置づけが本稿の立場と決定的に異なるのである。というよりも、「保守的改革論」においては、「制度」に対して意識的に何ら特別な重要性は与えられていない。確かに、本稿で論じたように、「社会の信頼関係」は「制度」と大きくかわるのであるが、「保守的改革論」では「社会の信頼関係」が中心的な位置を占めているにもかかわらず、「制度」に関する積極的な言及はみられない。そして、基本的には、この「制度」の位置づけの違いが「保守的改革論」と本稿との相違として表れていると言って良い。要するに、本稿では「制度」というものが経済と社会全体とを媒介するものであり、「みえない制度」と整合的な「みえる制度」を意図的に追求する努力のなかで、「社会の信頼関係」が作り上げられていくと考えているが、そうした視点が弱いように思われるのである⁴¹⁾。

ところで、本稿と上述の「保守的改革論」とが共通するものとは何であろうか。確かに、明言されてはいないが、おそらく「保守的改革論」の立場は、現実を理論モデルに近づける（急進的改革論）のではなく、現実（この場合、単なる現実ではなく現実のなかの本質的なもの）にあわせるべく改革を行うという上述の第2のタイプの改革論の立場に立つものであろう。その意味で、本稿と「保守的改革論」とは基本姿勢が共通するものである。実は、この点（「制度」を現実に合わせて制度改革の本質的な連続性）は、明治期、戦後の改革期、そして現在の制度改革を考えるときもっとも必要な視点であるが、こんにちもっとも軽視されている点であるように思われる⁴²⁾。

VI. 「制度の社会経済学」に向けて

以上、本稿では、経済システムと制度論との関係の考察を、新制度派における「制度」の意味の検討から始め、現代(近代)における経済学と経済システムの特徴・特質と、制度論に共通する「制度」の定義との関連において、「制度」の再発見の「真の意味」を考察した。さらに、こうした「制度」の意味を前提に制度改革に対する姿勢を論じることで、経済システムと「制度」との関係の捉え方の方向を示した。

ここでは、以上の本稿における議論を踏まえ、今後「制度の経済学」が進むべき方向について若干論じてみることにしたい。そのために、まず新制度派、とりわけノースの理論の意味から再考してみよう。

ノース理論の意味は、言うまでもなく、経済成果の歴史的・地域的相違を説明するために、「制度」に着目(それを再発見)したところにある。しかし、ノースの理論に対しては、拙稿(1997)でも指摘したように、「単純化されすぎているのではないか」という印象を拭い切れなかったが、⁴³⁾本稿の議論から予想されるように、ノースの理論は明らかに「単純化されすぎている」のである。なぜなら、新制度派の3つの本質的限界として指摘したように、ノースはあくまでも取引費用削減という視点からのみ、つまり経済合理性というひとつの基準からのみ「制度」を捉えているからである。そのため、彼の理論は社会との関わりが希薄で、「主体としての人間の意志」が軽視され、さらにこうしたことを具体的内容とする西欧近代の視点からみた議論となっているのである。

けれども、「単純化されすぎている」ということでノースの理論を即座に却下すべきかという、必ずしもそうとは言い切れない。いや、むしろノースの理論はおそらく彼自身も十分に自覚していなかった、単なる経済学における「制度」の再発見という表面的意味を超える意味をもっているように思われる。というのは、ノースは新古典派の論理を制度的側面において極限まで

追求することによって、経済（学）の本質的限界（経済を説明するために経済以外の要因を必要とすること）を鮮明にさせたからである。すなわち、ノースは経済成果の歴史的・地域的相違を説明するために、慣習・習俗などの「インフォーマルな制度」を持ち込み「制度」の漸進的変化の主張をせざるをえなかった。あるいはまた、経済成果の変化の要因としての制度変化を説明するためにイデオロギー（主観的知覚モデル）を考えざるをえなかった。そして、何よりも「制度」の問題を人間間の「調整・協力問題」、したがって「信頼の問題」と捉えていたのである。これらの側面は、本来、経済合理性を超える別の領域の合理性で考えられるべき事柄なのである。要するに、経済学のなかに「制度」の問題を持ち込むことは従来単なる「量」の経済学を超えるということなのである。

結果として、ノースは現代（近代）の経済学の本質的特徴・問題点を、あるいは現代（近代）の経済社会の本質的問題点を鮮明に描き出しているのである⁴⁴⁾。この点に、ノース自身が意識しなかったノース理論の意味の意味があると考えられる。事実、「制度」は、本稿で考察したように、全体としての社会のさまざまな側面にかかわり、主体としての人間が自覚的に設立するものである。「制度」の真の重要性は、「量」ではなく「質」的側面にあり、したがって経済学（量的な）の領域を超えるところにある。同様に、経済システムの意味も経済（学）を超えるところにある。このとき、「制度」と経済システムも結びつくのであった。

このように考えるとき、「制度の経済学」は新制度派経済学でも現代制度派経済学でも、あるいは比較制度分析(Comparative Institutional Analysis)⁴⁵⁾でも不十分である。確かに、社会科学、とりわけ経済学において「制度」が注目されるようになったという点では評価されて良いが、それが「制度」本来の意味が十分に理解されないままで展開されようとしている点では大きな問題である。新制度派経済学や比較制度分析においては、「制度」を扱ってはいても、「制度」が個人主義的な視点からのみ捉えられ、相変わら

ず従来の枠組み(効率性)のなかで議論が展開されており、「質」にかかわる「制度」本来の側面——「制度」が「主体としての人間の意志」によって設定されるものであるとか、「制度」の根本が「共(協)の原理」にあるとかいうこと——が正面から取り上げられていない⁴⁶⁾。また、現代制度派は、新古典派ないし新制度派を批判することに重点を置きすぎる嫌いがあり、その結果としてそれらに代わりうる固有の枠組みなり視点を提供しているとは言い難い状況にある。

結局、「制度」を持ち出してくることは経済学を超えること(単なる量的思考を超え質的思考を行うこと)であり、また経済学を超えなければ意味がない。「制度」を経済学のなかに入れるということは、従来の(狭義の、あるいは量的な)主流派の経済学だけではすまされなくなるだけでなく、主流派批判を主とする経済学でもすまなくなる。つまり、「制度」の本当の重要性は、新制度派でも現代制度派でもまだ十分理解されていないし、取り上げられてもいない。「制度の経済学」は「量の経済学」ではなく、「質の経済学」でなければならない⁴⁷⁾。その意味で、「制度の経済学」は「制度の社会経済学」でなければならない。すなわち、全体としての社会経済のなかで「制度」を捉える「社会経済」の「学」という意味において、「制度の経済学」は「制度の社会経済学」でなければならない⁴⁸⁾。そのとき、「制度の社会経済学」の課題は、通常の「制度の経済学」(新制度派)で考えられているような、単なる適切なインセンティブ(制度)の設計ではありえない。そうではなく、それは、これまで表現しようにも表現できなかったもの(「みえない制度」)を「みえる制度」として自覚的に統合(体系化)して行くことでなければならない。そして、これを具体化(実践)するとき、団体(corps)が関係してくるものと考えられる⁴⁹⁾。

〈付記〉本稿は、平成9年度関西大学重点領域研究助成金(課題:「規制緩和の総合的研究」)による研究成果の一部である。また、本稿は、当研究助成

金により本年4月より継続的に開催されているオープン・セミナーの全体テーマ「制度とは何か」に対する筆者なりの解答でもある。

注

*本稿は、ホモ・セルヴィエンス研究会における報告「経済システムと制度：新制度派経済学を超えて」（平成9年5月17日）と「経済システムと制度論」（平成9年8月24日）に基づき、加筆・修正したものである。研究会の各メンバーからは多様な角度から有益なご意見を頂いた。とりわけ、高崎経済大学・武井昭先生と吉備国際大学・高橋正巳先生には貴重なご教示を頂いた。この場を借りてお礼申し上げたい。

- 1) 拙稿(1997)38ページ、注50)。なお、以下の注7)を参照。
- 2) 拙稿(1997)37ページ、注33)。
- 3) たとえば、D. C. ノースがジェームズ・アルト (James Alt) とともに編者を務める「ケンブリッジ・シリーズ：制度と決定の政治経済学」(The Cambridge Series in the Political Economy of Institutions and Decisions) に収められているもののなかに、そうした傾向を読みとることができる。なお、North(1990)はそのうちの一巻として著されたものである。また、マーチ=オルセン(1989)2-3ページを参照。
- 4) Hodgson(1988) .ところで、そもそもなぜ経済学の領域において「制度」がふたたび重視されるようになったのであろうか。「制度の経済学」(新制度派経済学、現代制度派経済学)登場の背景としては、基本的に2つの要因が考えられる。ひとつには、既述のように世界経済の急速な変化が伝統的経済学の体系と現実の経済社会との乖離を拡大させ、その説明力を低下させてきたということである。もうひとつは、現実の経済社会を説明できる理論的体系が要請されている状況のなかで、契約の理論、情報の経済学、ゲームの理論など新たな分析ツールが開発され、その要請に応える条件が整いつつあったということである。
- 5) North(1990) .
- 6) Eggertsson(1990) .ただし、邦訳のタイトルは『制度の経済学：制度と経済行動』となっている。
- 7) 拙稿(1997)38ページの注50)においては、この第1の点は「ゲームのルール(制度)のみに焦点を当てていること」(=主体の欠如)となっており、ヒックスの理論におけるゲームのプレイヤー(=「主体」)との関連については言及されているが、「主体としての人間の意志」が軽視されていることははっきりと指摘されていない。新制度派の限界に関する言及においてこの点だけが、本稿と相違する。
- 8) ラックス(1990)は、現代世界が抱える根本問題の核心を経済学の失敗、とりわけアダム・スミスの経済学の失敗に求めているが、その際ラックスの言うスミスないしスミス以降の経済学の失敗の内容は、基本的に、本稿で挙げるノースないし新制度派の理論における3つの本質的限界に対応する。

具体的には、まずラックス(1990)の第1章「アダム・スミスの旅」において、スミスが中世の旧秩序の崩壊過程にあって新秩序を明らかにすることによって、近代社会のものの考え方への転換を成し遂げ、その後の経済学の歴史を決定づけたことが指摘される。つぎに、第4章「アダム・スミスの失敗」では、『国富論』における「利己心」という価値の肯定が現代社会に破壊的な結果をもたらしたことが指摘される。最後に、第8章「科学の贈り物」では、経済学における決定論的・機械論的方法の乱用が人間の本質的要素である主体的意志の軽視・無視に結びつき、経済学に破壊的な影響をもたらしたことが指摘されている。

言うまでもなく、ラックスによる上記3つの指摘はそれぞれノースないし新制度派の本質的限界の第3、第2、第1のポイントに対応している。

- 9) モンターネル(1948)7ページ。
 - 10) サムナー(1906)70-72ページ。
 - 11) 西部(1983)100, 118ページ参照。
 - 12) 盛山(1995)221ページ。
 - 13) 『制度の哲学』(ルナル)、『制度論』(中村)、『制度論の構図』(盛山)などの制度論はそれぞれ検討に値する興味深いものであるが、本稿では、こうした制度論への言及は経済システムとの関連で最小限に抑えざるをえなかった。
 - 14) 中村(1977)174ページ。
 - 15) ルナル(1939)27ページ、中村(1977)170ページ参照。
 - 16) 本稿における近代社会と経済学との関連および近代社会の捉え方については、基本的に難波田(1982a, 1982b, 1982c)に基づいているが、ドラッカー(1939)、ラックス(1990)も参考にした。
 - 17) 日本語の「近代」と「現代」は英語ではどちらも modern で表されるが、16, 17世紀のヨーロッパに成立し、その後世界中に拡散していったいわゆる近代を、本稿では、19世紀末から20世紀始めにかけての経済社会システムの変容を重視して、それ以前の「近代」とそれ以後の「現代」とに区分して用いている。
 - 18) この点、すなわち労働価値説によって経済秩序が社会秩序に結びつけられているという点は、スミスの体系における最大のポイントであると考えられるが、こんにち十分に理解されているとは言い難い。たとえば、ラックス(1990)は現代の本質を理解する鍵を経済学、とりわけアダム・スミスの経済学に求め、利己心に基づく社会の過ちを指摘しており、その議論は経済と社会との関連を強調する本稿の立場とも大きく重なるが、上記の点(すなわち、労働価値説によって経済秩序と社会秩序が結びつけられているという点)でのスミス理解は不十分であると言わざるをえないように思われる。それは、ラックスが労働価値説に本格的に言及していないことに表れている。
- これらの点に関しては、小林(1994)7-8ページ、および注8)を参照。
- 19) 難波田(1982a)27, 123ページ。
 - 20) ラックス(1990)第8章「科学の贈り物」を参照。また、こうした側面に対抗してこんに

ち登場しているのが、「進化論的経済学」や「複雑系の経済学」であると考えられる。

- 21) 本稿では、全体としての社会が経済優位の時代において経済に大きく支配されているような社会システムを「経済社会システム」と呼び、逆に経済が社会全体のなかに位置づけられている社会システムを「社会経済システム」と呼んで区別している。「経済社会」と「社会経済」も同様に区別されている。武井(1994)参照。
- 22) 加地(1990)40-46ページ、「いまなぜ儒教なのか」を参照。
- 23) 拙稿(1997)22ページ。
- 24) 「信頼」は現代の経済社会を理解する上でのキーワードとなっている。たとえば、フクヤマ(1995)は、各国において歴史的に形成された社会的連帯(信頼)の形成様式が各国固有の市場、産業構造、企業組織を生み出すと主張し、「信頼」の重要性を強調している。
- 25) ノースよりも新古典派的傾向の強い新制度派の経済学者エグゲルトソンが「あらゆる人がまったく利己的かつ冷淡に行動する社会は存続できない」と述べているのには、示唆深いものがある。Eggertsson(1990)75ページ(邦訳)。
- 26) 高橋(1996b)130ページ参照。
- 27) 「私の原理」、「公の原理」、「共(協)の原理」の発想、およびこの3つの原理の間の関係は、武井昭氏の着想に基づいている。たとえば、武井(1994)17ページ、図2「市場経済と非市場経済の関係構造」を参照。
- 28) 高橋(1996a, 1996b)は、基本的にこのような立場から、「自己中心的な個人を支えてきた社会制度の限界」を克服するために、個人と国家を超える「社会」の重要性を強調している。この「社会」が「共(協)の原理」を根本とする「制度」と大きくかかわってくる。なお、高橋正巳氏が『経済往来』誌に連続して掲載されたシリーズ「『成熟社会』における宗教への回帰」は、経済システムと「制度」との関係性を根底から問い直す場合の貴重な示唆を与えてくれる。高橋(1996a, 1996b)を参照。
また、ここでいう「社会」の重要性については、ドラッカー(1939)106ページ、ラックス(1990)129-130ページを参照。
- 29) たとえば、会計制度の場合、確かに「制度」がひとつびつくられてしまえばそのなかでは量的な関係が主となるかもしれないが、情報開示の問題にみられるように、「制度」そのものをつくるときには「質」を問題にしなければならない。そして、そうでなければ意味がない。
また、こんにちのボーダーレス化、グローバル化の流れが世界を均質化する傾向を示すなかで、民族や地域の伝統文化・生活文化の維持、環境問題・資源問題の解決、さらには地方の復権等を考えるときには、必然的に経済合理性という次元を超えたところでこれらの問題を捉える必要(究極的には、価値の序列づけの必要)が生じると思われる。
これらの点については、小林(1994)46-51, 72-73, 76, 215-223ページ、およびラックス(1990)175, 179-180ページを参照。
- 30) 武井(1993a)168ページ参照。ところで、社会システム全体における秩序を考えると、「社会秩序および信条としての資本主義」というドラッカーの発想は極めて示唆的であ

- る。彼によれば、資本主義は単なる経済的合理性によって支持されていたのではなく、キリスト教伝来以来のヨーロッパの基本的理念である「自由」と「平等」という2つの価値を実現するという約束によって正当化されていた(その意味で、社会的合理性をもっていた)。ドラッカー(1939)18, 39-40, 47-53, 57ページ参照。また、ラックス(1990)181ページを参照。
- 31) 難波田(1982a)187-210ページ、「経済学における理論と政策と歴史」を参照。
- 32) 福田(1987a)は、第2のタイプの改革論の立場に立ち、2つのタイプの改革論の基礎にある考え方(価値観)の相違を明らかにしてくれる。
- 33) この点は、旧ソ連邦崩壊の意味と深くかかわるように思われる。社会主義経済圏崩壊の意味は、ここで指摘したように、ひとつには、あるひとつの理想像に現実を近づけようとする近代特有の改革の失敗を、もうひとつには、本文でも述べた「公の原理」のみに依存することの失敗を証明したことにあるように思われる。その意味では、やはり旧ソ連邦の崩壊は近代というひとつの時代の実験の終わりを示唆している。
- 34) 具体的には、たとえば日本の経営に関して言えば、武井昭氏が指摘される、階級意識が乏しく平等意識とか人間関係を重視する日本人の特質(人間主義, 平等主義, 日本のプラグマティズム)を生かす制度改革を目指すというようなことである。武井(1993b)参照。また、理論的には、個人主義思想に基づく伝統的な企業理論の立場で日本企業を捉らえきれないことが、この点に深くかかわってくる。小林(1994)24-26, 231-232ページ参照。
- 35) 「みえる制度」の重要性については、高橋(1996b)141-143ページを参照。
- 36) しかし、それはあくまでも結果としてそうみえるのであって、改革論としては第1のタイプと第2のタイプは単なる程度の差ではなく、基本的には価値観の相違である。福田(1987b)306-307ページ参照。
- 37) それぞれの改革論の具体的な内容を取り上げれば、結果として類似した点も多いと考えられるが、ここではあくまでもそれぞれの改革論の視点(姿勢)に焦点を絞って論じてあることに注意されたい。
- 38) この立場は、主流派の新古典派のアプローチをとる論者にみられる議論であるが、それに対抗して登場した「進化論的経済学」や「複雑系の経済学」においても、制度改革に対して徹底した規制緩和政策が支持されることが多い。たとえば、中村(1996)における議論を参照。また、注20)を参照。
- 39) 正村(1997)、とりわけ『『保守』と『革新』の政治的破産』(28-36ページ)と「根元的思考にもとづく漸進的改革」(36-42ページ)を参照。
- 40) 佐藤(1997)。
- 41) その結果として、「保守的改革論」は改革に対して消極的になりやすい。あるいは、どのように改革を進めるかという点になると曖昧さが残り、具体性に欠ける嫌いがある。たとえば、佐伯(1996)273-274ページ、「『日本型』を再創造する」を参照。
- 42) この点は、東アジアにおける開発政策にも大きくかかわっている。たとえば、欧米で経済学を勉強したアジア諸国のエリートは、その欧米経済学を直接適用するのではなく、各

国、各地域にあった政策，すなわち「みえない制度」と「みえる制度」との調和した政策を採用する傾向がある。そして、このことがロシアの経済改革と東アジアの改革とのもつとも大きな相違であるように思われる。また、明治期におけるわが国の政治的指導者についても同じようなことが言えよう。

- 43) 拙稿(1997)31-32, 38ページ。
- 44) ただ、ノースの理論がアメリカという特殊な経済社会の現実を写し出している側面が強いことも否定できない。その意味では、ノースの理論もやはり現代のアメリカという特殊な社会において生まれた理論なのである。
- 45) 青木昌彦・奥野正寛編著(1996)参照。
- 46) その意味では、つまり経済だけでなく社会全体の秩序にかかわる「制度」の問題を従来の経済学の範囲内で扱っているという意味では、経済学も極限まで来ているのかもしれない。
- 47) 「量の思考」と「質の思考」との関係については、ラックス(1990)218, 229ページを参照。また、注29)を参照。
- 48) 注30) 参照。
- 49) 団体と「制度」との関係、英語の'institution'と日本語の「制度」との間の意味の対応関係など、まだ考察されるべき論点は多いが、次の機会に譲りたい。

参 考 文 献

- [1] 青木昌彦・奥野正寛編著(1996)『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- [2] ドラッカー, P. F. (1939)『「経済人」の終わり：全体主義はなぜ生まれたか』上田惇生訳, ダイアモンド社, 1997年(邦訳)。
- [3] Eggertsson, Thrainn(1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度の経済学：制度と経済行動(上)・(下)』晃洋書房, 1996年]。
- [4] 福田恆存(1987a)「伝統に対する心構」『福田恆存全集 第5巻』所収, 文藝春秋。
- [5] 福田恆存(1987b)「自由と平和」『福田恆存全集 第5巻』所収, 文藝春秋。
- [6] フクヤマ, F. (1995)『「真」なくば立たず』加藤寛訳, 三笠書房, 1995年(邦訳)。
- [7] Hodgson, Geoffrey M. (1988) *Economics and Institutions : A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Polity Press [八木・橋本・家本・中矢訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会, 1997年]。
- [8] 加地伸行(1990)『儒教とは何か』中公新書。
- [9] 小林好宏(1994)『いま経済学に求められていること』中央経済社。
- [10] ラックス, K. (1990)『アダム・スミスの失敗：なぜ経済学にはモラルがないのか』田中秀臣訳, 草思社, 1996年(邦訳)。
- [11] マーチ, J. G. = J. P. オルセン(1989)『やわらかな制度』(原題：「制度の再発見」Rediscovering Institutions)遠田雄志訳, 日刊工業新聞社, 1994年(邦訳)。

- [12] 正村公宏(1997)『改革とは何か：どのような社会をめざすのか』ちくま新書。
- [13] モンターネル, A. (1948)『制度主義論』佐々野謙治訳, 創言社, 1983年(邦訳)。
- [14] 中村秀一(1996)「制度とルールの『進化』：新オーストリア学派の視座から」『日本経済政策学会年報』第44号, pp.60-68, 勁草書房。
- [15] 中村雄二郎(1977)『哲学の現在：生きることと考えること』岩波新書。
- [16] 中村雄二郎(1993)『制度論』岩波書店。
- [17] 難波田春夫(1982a)『社会哲学序説』(全集第1巻) 早稲田大学出版部。
- [18] 難波田春夫(1982b)『経済学革新の道』(全集第4巻) 早稲田大学出版部。
- [19] 難波田春夫(1982c)『国家と経済』(全集第6巻) 早稲田大学出版部。
- [20] 西部邁(1983)「ヴェブレン黙示録：懐疑の問題をめぐって」『経済倫理学序説』所収, 中央公論社。
- [21] North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press [竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, 1994年]。
- [22] ルナール, R. G. (1939)『制度の哲学』栗田珍雄訳, 栗田書店, 1941年(邦訳)。
- [23] 佐伯啓思(1996)『現代日本のリベラリズム』講談社。
- [24] 佐藤光(1997)『入門・日本の経済改革』PHP 新書。
- [25] 盛山和夫(1995)『制度論の構図』創文社。
- [26] サムナー, W. G. (1906)『フォークウェイズ』青柳・園田・山本訳, 青木書店, 1975年(邦訳)。
- [27] 高橋正巳(1996a)「『見えない宗教』と民主社会」(シリーズ「『成熟社会』における宗教への回帰」第3回)『経済往来』第48巻, 第3号, pp. 132-148。
- [28] 高橋正巳(1996b)「『社会なき社会』と『見えない宗教』」(シリーズ第10回)『経済往来』第48巻, 第10号, pp. 128-143。
- [29] 武井昭(1993a)「『現代の体制問題』と仏教：『経済体制』から『社会体制』へ」駒沢大学『仏教経済研究』第22号, pp. 153-172。
- [30] 武井昭(1993b)「東洋型資本主義経済と仏教」『高崎経済大学論集』第36巻, 第1号, pp.1-28。
- [31] 武井昭(1994)「社会経済学的方法的基礎」『高崎経済大学論集』第36巻, 第4号, pp. 1-22。
- [32] 竹下公視(1997)「現代経済システムの特質—制度と歴史の視点から—」関西大学『経済論集』第47巻第1号, pp.1-39。